

役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体認定事務運用基準

平成 27 年 3 月 25 日制定

（趣旨）

第 1 条 この基準は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 3 号に規定する高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第 2 項に規定するシルバー人材センターに準ずる者（役務業務発注における高年齢者就業機会提供団体。以下「熊野町高年齢者就業機会提供団体」という。）についての認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（熊野町高年齢者就業機会提供団体の認定）

第 2 条 町長は、次の各号のいずれにも該当するものを熊野町高年齢者就業機会提供団体（以下「提供団体」という。）として認定する。

- （1）法人格を有する団体又は任意団体であって、町内に本店、支店、営業所等（以下「町内の事業所」という。）のいずれかを有していること。
- （2）定款、会則、活動方針等に、法第 2 条第 1 項に規定する高年齢者（以下「高年齢者」という。）に就業の機会を提供することを明記するとともに、高年齢者の就業機会を確保し、組織的に提供していること。
- （3）申請日の前月の初日現在において、町内の事業所において事業に従事している者（雇用期間及び労働時間の長短にかかわらず、団体において取り扱われる役務業務に携わる者。以下「事業従事者」という。）の数に占める高年齢者の割合が、90 パーセント以上であること。
- （4）法第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

（認定の申請）

第 3 条 前条の規定による認定を受けようとする者は、熊野町高年齢者就業機会提供団体認定申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（審査及びその結果の通知）

第 4 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 2 の 3 第 3 項の規定に基づき、熊野町高年齢者就業機会提供団体の認定について（様式第 2 号）により 2 人以上の学識経験を有する者の意見を聴き、認定の可否について審査を行うものとする。

- 2 町長は、前項の審査結果を、熊野町高年齢者就業機会提供団体認定審査結果通知書（様式第 3 号）により、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。
なお、審査の結果、認定できないとした場合は、理由を記載するものとする。

（提供団体の公表）

第 5 条 町長は、第 2 条の規定により認定した提供団体を速やかに熊野町高年齢者就業機会提供団体名簿（様式第 4 号）（以下「団体名簿」という。）に登載し、公表するものとする。

(団体名簿に登載する期間)

第6条 前条の規定により団体名簿に登載する期間は、第2条の規定により認定した日から、認定の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

(変更の届出)

第7条 提供団体は、次の各号のいずれかに掲げる事項が生じたときは、その日の属する月の翌月末日までに、熊野町高年齢者就業機会提供団体認定内容変更(事業廃止)届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 第2条各号に掲げる内容に変更が生じたとき。ただし、事業従事者の状況が第2条第3号に定める割合を下回った日の属する月の翌月末日までに再び当該割合を上回ることとなった場合は、この限りでない。
- (2) 事業を廃止したとき又は廃止することが決定したとき。
- (3) 次の事項に変更が生じたとき。

ア 提供団体の名称、所在地又は代表者

イ 電話番号又はファックス番号

ウ 契約種目

(事業従事者状況報告)

第8条 提供団体は、毎年5月末日までに、熊野町高年齢者就業機会提供団体の事業従事者状況報告書(様式第6号)により、前年4月から当該年3月までの各月初日における事業従事者の状況を町長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 町長は、提供団体が次の各号のいずれかに該当したときは、第2条の規定による認定を取消し、当該団体を名簿から団体名簿から削除するとともに、その旨を当該団体に書面で通知するものとする。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当しなくなったことが判明したとき。ただし、第2条第3号については、各月初日の事業従事者の状況が、2か月連続して同号に定める割合を下回ったことが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により第2条の規定による認定を受けたことが判明したとき。

2 前項第2号により認定を取消された団体は、当該取消しの日から起算して2年間は、第3条の申請を行うことができないものとする。

(実地調査)

第10条 町長は、制度の運用の適正を期するため必要があるときは、提供団体に対して、申請書等に記載された事業従事者等の内容について実地調査を行うことができる。

(主管)

第11条 この基準に定める事務については、総務部企画財政課が主管する。

附 則

この基準は、平成27年3月25日から施行する。